

平成21年5月21日から裁判員制度がはじまります

来年の5月21日から裁判員制度が始まります。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度です。裁判員は、選挙権のある人（衆議院選挙人名簿に登録された人）の中から、くじにより無作為に選ばれます。

大分県全体で裁判員候補者に選ばれる確率は平均で415人に一人となります。（※大分県の衆議院議員選挙人名簿登録数99万6,875人）を裁判員候補者数2,400人で割った数）
裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆さんが参加することに意義のある制度です。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。

Q 裁判員制度は、どのような制度ですか？

A 裁判員制度は、国民の皆さんの中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするかを決めるという制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に、国民の皆さんの視点や感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

Q 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

A 「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生ずるおそれがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、その際には、裁判員として裁判所に通う期間、お勤め先の規模や、代わりの人がいるのか、裁判員として参加することが事業にどの位影響があるのかなどを考慮することになります。

Q 裁判員（候補者）になったら、日当や交通費はもらえますか？

A 裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に来られた方には、旅費（交通費）と日当が支払われます。

旅費として、鉄道（JR、私鉄、地下鉄、モノレール、路面電車、新交通システム等）運賃、船舶運賃、航空運賃が支払われます。

また、鉄道・船・飛行機以外の区間は、距離に応じて1KM当たり37円で計算した金額が支払われます（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条）。

旅費の額は、原則として、最も経済的な安価な経路・交通手段で計算されますので、実際にかかった交通費と一致しないこともあります。

日当の具体的な額は、選任手続きや審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については1日当たり8,000円以内、裁判員・補充裁判員については1日当たり1万円以内で、決められます（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則7条）。

たとえば、裁判員候補者の方については、選任手続きが午前中だけで終わり、裁判員に選任されなかった場合は、最高額の半額程度が支払われるものと思われれます。

また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ方には、宿泊料も支払われます。

Q 裁判員は何日間くらい裁判に参加するのですか？

A 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により

異なりますので、一概にはいえません。

しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントをつけたスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続き（公判前整理手続）が行われます。

また、できるだけ連日的に開廷することになっていきますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります（約2割の事件が4日又は5日、約1割の事件が6日以上）。

1日どのくらいの時間裁判を行うかは、事件ごとに異なりますが、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決めていくこととなります。

ただ、丸1日かかる事件でも、裁判の前後に裁判員と裁判官との打合せをすることが考えられますし、昼食時間も当然ありますので、法廷で裁判が行われる時間は、通常は1日5時間程度と考えられます。

Q 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A 事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。

不安や危険を感じるような事態が生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

